

総合治水条例の概要



兵庫県

1. 総合治水対策とは

河川・下水道の整備を基本とした「これまでの治水」
河道拡幅・雨水管整備等を行う「河川下水道対策」

ながす

+

雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる「流域対策」

ためる

+

浸水した場合の被害を軽減する「減災対策」

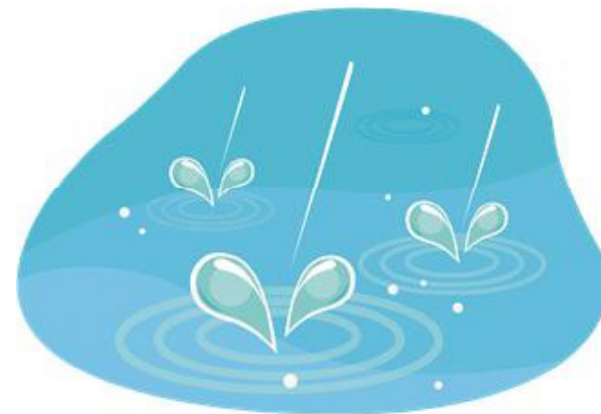
そなえる

総合治水対策

2. 総合治水対策の条例化

従来は
「総合治水」の具体的な取り組みを
推し進めるための根拠がなかった

総合治水の理念の具体化



行政、県民が協働して総合治水に取り組むためのよりどころとなる条例を制定

3. 総合治水条例の概要(1/5)

目的

総合治水の基本理念を明らかにする。

総合治水に関するあらゆる施策を定める。

県・市町・県民が協働して総合治水を推進する。

3. 総合治水条例の概要(2/5)

特徴

総合治水の推進に関するあらゆる施策を示した上で、**県・市町・県民の責務を明確化**

総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、**県土を11の地域に分け、各地域で「地域総合治水推進計画」を策定する枠組みを規定**

雨水の流出量が増加する**一定規模以上の開発行為**を行う開発者等に対し**「重要調整池」の設置等を義務化**

3. 総合治水条例の概要 (3/5)



3. 総合治水条例の概要(4/5)

地域総合治水推進計画

総合治水条例抜粋(第6条・第7条)



- 県は、総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、**計画地域ごとに総合治水推進計画を策定**します。
- 各推進計画を策定するときは、計画地域ごとに設置する**総合治水推進協議会**の意見を聴きます。
- 総合治水推進協議会は、知事が指名する者で構成します。

3. 総合治水条例の概要 (5/5)

～ 計画に定める事項～

総合治水の**基本的な目標**

総合治水の**推進に関する基本的な方針**

河川下水道対策に関する事項（ダム、堤防、管渠等の整備）

流域対策に関する事項（調整池、雨水貯留浸透施設等）

減災対策に関する事項（建物等の耐水機能等）

環境の保全と創造への配慮に関する事項

その他総合治水を推進にするに当たって必要な事項



4. 推進計画の見直しについて

推進協議会は、本計画策定後も存続
計画の進捗状況を協議会へ毎年報告

計画の内容は協議会の意見を踏まえ
て適宜見直す

5. 今後のスケジュール

